

長岡市合併20周年市民企画事業補助金実施要領

(趣旨)

第1条 本市が令和7年4月1日に迎える合併20周年を記念し、これから将来に向けて、支所地域（平成17年4月1日に合併する前の旧長岡市以外の地域）の資源をさらに活用し、地域の魅力を向上させ発信して、地域や世代を超えて交流が広がることで、地域の活性化につながる市民主体の新たな事業に要する経費について、予算の範囲内において長岡市合併20周年市民企画事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、長岡市補助金等交付規則（昭和36年長岡市規則第6号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象団体)

第2条 補助金の交付の対象となる団体（以下「対象団体」という。）は、成人（満20歳以上の者をいう。）である責任者を有し、2人以上で構成され、市内で活動を行う団体とする。

(対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「対象事業」という。）は、第1条に定める趣旨に沿うものとして市長が認めた事業であって、次の各号の全てに該当するものとする。

- (1) 支所地域の資源を活用し、魅力を発信する事業で、今後への持続性、発展性が期待できるもの
- (2) 対象団体が自ら主体的に実施する事業で、公益の増進に寄与するもの又は広く市民が参加できるもの
- (3) 営利を主な目的とする事業でないもの
- (4) 政治又は宗教に関する事業でないもの
- (5) 特定の事業の反対運動を目的とする事業でないもの
- (6) 交付申請日から令和8年3月31日までの間に開始、終了する事業
- (7) 前各号に掲げるもののほか、補助金を交付することが適当であると認められる事業

(対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「対象経費」という。）は、対象事業に要する経費のうち市長が認める経費とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、次の各号に掲げる額とする。ただし、100万円を上限とする。

- (1) 対象経費の額が20万円を超えない場合 対象経費の全額
- (2) 対象経費の額が20万円を超える場合 対象経費の額から20万円を除いた額の100分の80の額に20万円を加えた額

2 前項の規定により算出した額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(交付申請等)

第6条 補助金の交付を受けようとする対象団体は、規則第3条第1項に規定する申請書に市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付するかどうかを決定し、その旨を当該申請をした者に通知するものとする。

(意見の聴取等)

第7条 市長は、前条第2項の規定による補助金の交付を決定するときは、あらかじめ公開による意見の聴取を行うことができる。

(変更交付申請)

第8条 第6条第2項の規定による補助金の交付の決定を受けた対象団体（以下「交付決定団体」という。）は、当該補助金の交付決定の内容に変更が生じた場合に、市長が必要と認める書類を、市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第9条 交付決定団体は、対象事業が完了したときは、規則第12条に規定する実績報告書に市長が必要と認める書類を添えて、市長に報告しなければならない。

(情報の開示)

第10条 市長は、交付決定団体の名称、対象事業の内容、当該補助金の額等を公表するものとする。

2 交付決定団体は、補助金の交付を受けた事業に関する事項について、一般に対して自ら広く情報の開示に努めるものとする。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和7年4月25日から施行する。